



平成 29 年 9 月 5 日

各 位

会社名 ホ シ デ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 古橋 健士
(コード番号 6804 東証第一部)
問合せ先 取締役社長室担当 本保 信二
(TEL 072-993-1010)

2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 5 日付の当社取締役会において、2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、総合電子部品メーカーとして先進的な技術力と徹底した品質管理体制に支えられた高品質な製品をタイムリーに供給することにより、お客様のニーズに応えることで、社会と産業の発展に貢献してまいりました。

デジタルネットワーク時代を迎え、情報・通信、AV、家電、カーエレクトロニクス等多様な分野で新しい技術、製品が次々と生まれており、これらは電子部品抜きでは実現できません。

スマートフォン・タブレット端末を中心とした高機能モバイル端末の普及やエレクトロニクス化が進む自動車関連分野は、電子部品の需要を牽引する大きなマーケットとなっております。また、新興国市場を中心としたグローバルでの電子機器需要は今後も拡大するものと考えております。そして、アミューズメント関連、太陽光発電機器関連、ウェアラブル機器関連、医療・美容・健康機器関連等のほかネットワーク化が進む産業機器や IoT(Internet of Things) 関連等の成長分野では、新たな部品需要が創出されるものと考えております。

当社グループは、ユーザーニーズを先行し「開発提案型企業ホシデン」として、最先端の技術を駆使し、電子機器の軽薄短小化、高性能化、多機能化、高速電送化やワイヤレス化、高周波化、デジタル化、モバイル化、省電力化等の技術トレンドに対応する新製品開発による高付加価値化の追求及び開発のスピードアップ・効率化に積極的に取り組むとともに、グローバル規模で最適地での生産・販売体制の再構築を進めてまいりたいと考えております。

当社は、今後のさらなる需要増加に備えて、高付加価値化に対応するための研究開発を進め、生産能力の拡大を図るべく設備投資を目的とした資金調達を行うとともに、財務の柔軟性を確保するため、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の新規発行による手取金約 101.2 億円については、当社グループの成長分野である自動車関連分野、アミューズメント関連分野、医療・美容・健康機器関連分野等において、競争力強化を目的とした各生産拠点における生産設備の増強・設備更新等の設備投資資金として平成 30 年 3 月期末までに約 50 億円、平成 31 年 3 月期末までに約 51.2 億円を充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社が 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

【本スキーム（新株予約権付社債発行）の狙い】

中長期的な成長を実現するための資金を低コストで確保するとともに、既存株主に配慮し希薄化を抑制した資金調達手段として、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、資金調達コストの最小化を図ることができること。
- ② 条件決定時の時価を上回る転換価額を設定することで、株式への転換は、主に将来の株価上昇等の局面で進捗するものと想定されることから、転換に伴う一株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。
- ③ 本新株予約権付社債には、転換制限条項（※）が付されており、普通株式への転換可能性を抑制し、既存株主の皆様に配慮した負債性の高い設計であること。

※【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項をいいます。本新株予約権付社債においては原則として、各四半期（3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日に終了する3ヶ月間をいいます。）の最終30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の株価終値が当該四半期の最終取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、投資家は翌四半期において新株予約権を行使することができます。但し、満期償還期日の3ヶ月前の日（2024年6月20日）以降、行使期間の満了日（2024年9月6日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間））までは、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

ご注意：この文書は、当社が2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 ホシデン株式会社 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の 101.5%
3. 本 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
4. 本 新 株 予 約 権 の 割 当 日 及 び 本 社 債 の 払 込 期 日 (発 行 日) 2017 年 9 月 21 日
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch (以下「Daiwa Capital Markets Europe」という。)及びその他の買取引受人(以下「幹事引受会社」と総称する。)の総額個別買取引受によるスイス連邦その他欧州を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは、本新株予約権付社債に関して当社、幹事引受会社及びその他の当事者との間で締結される社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書(以下「買取契約書」という。)の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われる。
 - (2) 本 新 株 予 約 権 付 社 債 の 募 集 価 格 (発 行 価 格) 本社債の額面金額の 104.0%
6. 本 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項
 - (1) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株式の種類及び数
 - ①種類 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。
 - ②数 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、下記③記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - ③転換価額
 - (a) 当初転換価額 転換価額は、当初、当社取締役会の授権に基づき、当社の代表取締役社長古橋健士又は当社の代表取締役副社長北谷晴美が、買取契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)に100%を乗じた額を下回らない範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。
 - (b) 転換価額の調整 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(本新株予約権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」

ご注意：この文書は、当社が2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

とは当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがある。

- (2) 本新株予約権の総数
本新株予約権の総数は2,000個とする。各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
2017年10月5日から2024年9月6日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、(i) 下記7.(4)(ロ)記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、(ii) 下記7.(5)記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のため Daiwa Capital Markets Europe に引き渡された時まで、また (iii) 下記7.(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2024年9月6日より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の組織再編等（下記7.(4)(ロ)②に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款のいずれによるものであるかを問わず、株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては行使日及び株主確

ご注意：この文書は、当社が2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

定日を計算に含めるものとする。)に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。）第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2024 年 6 月 20 日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債の所持人は、ある四半期（3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日又は 12 月 31 日に終了する 3 ヶ月間をいう。以下、本（ロ）において同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、東京証券取引所における終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の 130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、2024 年 4 月 1 日に開始する四半期に関しては、2024 年 6 月 19 日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

① 株式会社格付投資情報センター（R & I）若しくはその承継格付機関による当社の長期個別債務格付又は本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。）が BB+（格付区分の変更が生じた場合には、これに相当するもの）以下である期間

② 当社が、本新株予約権付社債の所持人に対して、下記 7.（4）（ロ）①乃至⑤記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間

③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記（5）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、当該組織再編等の効力発生日の 30 日前以後当該組織再編等の効力発生日の 1 日前までの期間

なお、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所（新株予約権行使代理人）

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(8) 組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 当社が組織再編等を行う場合、(i) その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能で、これにつき Daiwa Capital Markets Europe との間で合意し、かつ (iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出（租税負担を含む。）を当社又は承継会社等（以下に定義する。）に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社

ご注意：この文書は、当社が 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債に基づく債務を承継させ、また本新株予約権付社債の要項に従い承継会社等に本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせるよう最善の努力をしなければならない。かかる場合、当社はまた、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）記載の当社の努力義務は、当社が Daiwa Capital Markets Europe に対して、下記 7.

（４）（ロ）②（iv）記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称していう。

（ロ）上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は上記（１）

③（b）と同様の調整に服する。

（i）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

（ii）上記（i）以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受

ご注意：この文書は、当社が 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

領できるように、転換価額を定める。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤新株予約権を行使できる期間
当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、上記（５）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（６）（ロ）と同様の制限を受ける。
- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ⑨その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。
- (ハ) 当社は、上記（イ）の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の総額 100 億円
- (2) 各本社債の額面金額 5 百万円
- (3) 本社債の利率 本社債には利息を付さない。
- (4) 償還の方法及び期限
- (イ) 満期償還
2024 年 9 月 20 日に本社債の額面金額の 100% で償還する。
- (ロ) 繰上償還
- ① 税制変更による繰上償還
2017 年 9 月 5 日以降に効力を生じる日本国の税制の変更等により、下記（９）①に基づいて、当社が追加額支払

ご注意：この文書は、当社が 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

義務を既に負っているか、又は追加額支払義務が生じる見込みである旨当社が Daiwa Capital Markets Europe を了解させた場合は、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、2017 年 9 月 22 日以降 2024 年 9 月 19 日までの間、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の 100% で償還することができる。但し、当社が下記②乃至④に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本①に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

② 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ (i) 当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、上記 6.（8）（イ）記載の措置を講ずることができない場合、(ii) 法律上は上記 6.（8）（イ）記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii) 当該組織再編等の発生日又は当該組織再編等の効力発生日の 25 日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所又は金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は (iv) 上記組織再編等の発生日以前に、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予測していない旨の証明書を当社が Daiwa Capital Markets Europe に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して東京における 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額に下記（9）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6.（1）③（a）記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額

ご注意：この文書は、当社が 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の220%とする。但し、償還日が2024年9月7日から2024年9月19日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における（i）当社と他の会社との合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。以下同じ。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。以下同じ。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）若しくは（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものにかかる承認決議の採択を総称していう。

③ 上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記②記載の償還に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は、本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の220%とする。但し、償還日が2024年9月7日から2024年9月19日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）に下記（9）①に基づく追加額（もしあれば）を

ご注意：この文書は、当社が2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本③の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に下記（9）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

当社が上記②及び本③の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記②の手続が適用されるものとする。

④ スクイズアウトによる繰上償還

スクイズアウト事由（以下に定義する。）が生じた場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に）、本新株予約権付社債の所持人に対して通知をした上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記②記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は、本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 220%とする。但し、償還日が 2024 年 9 月 7 日から 2024 年 9 月 19 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）に下記（9）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

「スクイズアウト事由」とは、(i) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は (iii) 当社普通株式の上場が廃止されることが想定される株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

ご注意：この文書は、当社が 2024 年満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

⑤ クリーンアップ条項による繰上償還

本⑤の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面金額の合計額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の事前の通知をした上で、2017年9月22日から2024年9月19日までの間、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が上記②乃至④に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本⑤に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

⑥ 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還（プットオプション）

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を2022年9月21日に額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2022年8月21日から2022年9月6日までの間に償還請求書とともに当該本新株予約権付社債券を下記（10）記載の支払代理人に預託することを要する。

但し、当社が上記①乃至⑤に基づく繰上償還の通知を行った場合、上記償還請求と当該通知の前後関係にかかわらず、2022年9月21日より前に当該通知が行われている限り、本⑥に優先して上記①乃至⑤に基づく繰上償還の規定が適用される。

- (5) 買入消却 当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規則（ある場合）に従って、随時いかなる価格でも本新株予約権付社債を幹事引受会社を介して買い入れることができる。当社は、買い入れた本新株予約権付社債を下記（10）記載の支払代理人に引き渡して消却することができる。
- (6) 債務不履行等による期限の利益の喪失 本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Daiwa Capital Markets Europe が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に対して通知した場合には、当該通知を受領してから15日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置を取らない限り、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、本社債の額面金額の100%で償還しなければならない。
- (7) 本新株予約権付社債券の様式 無記名式新株予約権付社債券とし、本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。
- (8) 本社債の担保又は保証 本社債には担保又は保証はこれを付さない。
- (9) 特約 ①追加額の支払
本社債の元本及び額面超過金（もしあれば）は、日本の租税公課を源泉徴収又は控除することなく支払われる。もし、かかる源泉

ご注意：この文書は、当社が2024年満期円貨建換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

徴収又は控除が必要となった場合は、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加額を支払う。

②担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り（但し、元本及び額面超過金（もしあれば）が完全に Daiwa Capital Markets Europe に支払われるまでの期間に限る。）、当社は、現在又は将来の外債（以下に定義する。）又は外債についての保証につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等の比率で及ぶ場合、又は Daiwa Capital Markets Europe が十分と認めるか社債権者集会の特別決議により本新株予約権付社債の所持人の承認を得た担保又は保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。

「外債」とは、ボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。）のうち（i）日本円以外の通貨で表示されるもの、又は（ii）日本円で表示され当初その元本総額の過半が当社により若しくはその承諾を得て日本国外で募集又は販売されるものをいう。

- | | |
|---|------------------------------|
| (10) 本 社 債 の 償 還 金
支 払 場 所
(支 払 代 理 人) | Daiwa Capital Markets Europe |
| 8. 取 得 格 付 | 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。 |
| 9. 上 場 | 該当事項なし。 |
| 10. 安 定 操 作 取 引 | 該当事項なし。 |
| 11. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社の代表取締役社長古橋健士又は当社の代表取締役副社長北谷晴美が決定する他、本新株予約権付社債に関する買取契約書に定めるところによる。 | |
- 以 上

ご注意：この文書は、当社が2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金約 101.2 億円については、当社グループの成長分野である自動車関連分野、アミューズメント関連分野、医療・美容・健康機器関連分野等において、競争力強化を目的とした各生産拠点における生産設備の増強・設備更新等の設備投資資金として平成 30 年 3 月期末までに約 50 億円、平成 31 年 3 月期末までに約 51.2 億円を充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考え、企業価値の増大を図りつつ、急速な技術革新に対応する研究開発及び生産設備投資等につき、長期的な観点に立ち、事業収益の拡大と内部留保の確保等による財務体質の強化に取り組むと共に、配当水準の安定と向上に努めてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、技術革新に対応する研究開発及び生産設備投資等、長期的な観点に立ち、成長事業分野への投資を行い、積極的な成長を図ることにより、将来における株主の利益確保のために用いる所存です。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益又は連結当期純損失 (△)	1.88 円	△173.65 円	33.59 円
1 株当たり年間配当金 (内、1 株当たり中間配当金)	10 円 (5.0 円)	10 円 (5.0 円)	8 円 (3.0 円)
実績連結配当性向	530.3%	—	23.5%
自己資本連結当期純利益率	0.1%	—	2.7%
連結純資産配当率	0.7%	0.7%	0.6%

- (注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 実績連結配当性向は、配当金総額を連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 28 年 3 月期については、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本 (期首の連結純資産合計と期末の連結純資産合計の平均) で除した数値です。なお、平成 28 年 3 月期については、連結当期純損失を計上しているため、自己資本連結当期純利益率は記載しておりません。
4. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産 (期首 1 株当たり純資産期末 1 株当たり純資産の平均) で除した数値です。

ご注意: この文書は、当社が 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	509 円	665 円	676 円	1,067 円
高 値	772 円	950 円	1,154 円	1,870 円
安 値	461 円	520 円	565 円	1,018 円
終 値	663 円	673 円	1,045 円	1,805 円
株 価 収 益 率 (連 結)	353.1 倍	－倍	31.1 倍	－倍

(注) 1. 平成30年3月期の株価については、平成29年9月4日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。平成28年3月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成30年3月期については未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

当社は、買取契約書の締結日から払込期日後180日を経過するまでの期間中、Daiwa Capital Markets Europeの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、株式分割による当社普通株式の発行等、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行等、既存の新株予約権の行使による当社普通株式の発行等、当社ストックオプション制度に基づく当社新株予約権の付与及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の発行等、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社が2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。